

改正

令和元年 9 月 2 日規則第10号

令和 6 年 3 月 19日規則第 8 号

名寄市立大学奨学金給付条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 給付型奨学金（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 災害等一時給付奨学金（第 9 条―第12条）

第 4 章 奨学金審査委員会（第13条―第16条）

第 5 章 補則（第17条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、名寄市立大学奨学金給付条例（平成30年名寄市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 給付型奨学金

（給付申請書等）

第 3 条 条例第 5 条に規定する申請書は、名寄市立大学給付型奨学金給付申請書（別記様式第 1 号）とし、必要な書類は、次の各号に掲げる文書とする。

（1） 家庭状況調書（別記様式第 2 号）

（2） 市区町村長が発行する当該学生の属する世帯（同居、別居を問わず生計を一にする家族）全員の所得証明書

（3） その他市長が必要と認める書類

2 条例第 5 条の規定により給付型奨学金を申請する者のうち、名寄市立大学の授業料等徴収条例施行規則（令和 2 年名寄市規則第19号）第 6 条第 3 項に規定する授業料等減免申請書を提出する者は、同項各号に定める書類の写しをもって、前項各号の書類に代えることができるものとする。

(奨学生の決定)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定により奨学生を決定したときは、名寄市立大学給付型奨学金給付決定通知書（別記様式第3号）により通知し、非該当となった者には名寄市立大学給付型奨学金給付却下通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の決定の通知を受けた奨学生は、指定された期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第5号）

(2) 奨学金口座振替申出書（別記様式第6号）

(給付型奨学金の給付)

第5条 市長は、奨学生に対し、次の表に掲げるとおり給付型奨学金を給付するものとする。

給付日	奨学生の年次区分	給付月分
8月15日	2年次から4年次まで	4月分から9月分まで
10月15日	1年次	4月分から12月分まで
	2年次から4年次まで	10月分から12月分まで
翌年1月15日	1年次から4年次まで	1月分から3月分まで

2 前項の表の給付日が金融機関等の休業日になる場合は、翌営業日を給付日とする。

(給付の停止又は取消し)

第6条 市長は、条例第9条の規定により、給付型奨学金の給付を停止し、又は取り消す場合は、名寄市立大学給付型奨学金取消等決定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(給付型奨学金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により給付型奨学金の給付の停止又は取消しをした場合において、条例第10条に基づき給付した給付型奨学金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、名寄市立大学給付型奨学金返還請求書（別記様式第8号）により、申請者に対し期限を定めて通知するものとする。

(奨学生の補充)

第8条 市長は、第6条の規定により給付型奨学金の給付を停止し、又は取り消した場合は、非該当となった者のうちから条例第6条第2項の規定に則り、奨学生を補充するものとする。

第3章 災害等一時給付奨学金

(給付申請書等)

第9条 条例第12条に規定する申請書は、名寄市立大学災害等一時給付奨学金給付申請書（別記様式第9号）とし、必要な書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 家庭状況調書
- (2) 給付対象者であることを証明する次のいずれかの書類
 - ア 学生の属する世帯の家屋等に相当の損壊があったことを証する書類
 - イ 生計維持者が死亡したことを証する書類
 - ウ 生計維持者の重度の疾病を証する医師の診断書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(受給者の決定)

第10条 市長は、条例第13条の規定により災害一時給付金の受給者を決定したときは、名寄市立大学災害等一時給付奨学金給付決定通知書（別記様式第10号）により通知し、非該当となった者には名寄市立大学災害等一時給付奨学金給付却下通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた受給者は、指定された期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 奨学金口座振替申出書

(災害一時給付金の給付)

第11条 市長は、前条の手続終了後、速やかに受給者に災害一時給付金を給付するものとする。

(給付の取消し及び返還)

第12条 市長は、災害一時給付金の受給者に申請内容の不正事実が認められたときは、名寄市立大学災害等一時給付奨学金取消等決定通知書（別記様式第12号）により給付を取り消すとともに、給付した災害一時給付金の返還を命ずる場合は、名寄市立大学災害等一時給付奨学金返還請求書（別記様式第13号）により、受給者に対し期限を定めて通知するものとする。

第4章 奨学金審査委員会

(組織)

第13条 条例第15条に規定する審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長

- (2) 学生部長
- (3) 学生委員会委員のうち学生部長が指名した者2人
- (4) 事務局長
- (5) 事務局総務課長
- (委員長及び副委員長)

第14条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には前条第1号の委員を、副委員長には同条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会の会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第15条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第16条 審査委員会の庶務は、学生部学生課で行うものとする。

第5章 補則

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月2日規則第10号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日規則第8号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)
別記様式第1号(第3条関係)

名寄市立大学給付型奨学金給付申請書

年 月 日

名寄市長 様

奨学生(学生本人)

住 所

氏 名 印

学部学科・学年

保健福祉学部 学科 学年

扶養義務者

住 所

氏 名 印

学生との続柄

年度の給付型奨学金の給付を受けたいので、名寄市立大学奨学金給付条例施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

別記様式第2号（第3条、第9条関係）
別記様式第2号（第3条、第9条関係）

家庭状況調書

申請者	氏 名		生年月日	年 月 日		
	所属学部学科	保健福祉学部	学 年	年	学籍番号	
扶 養 義務者	氏 名		生年月日	年 月 日		
	世帯員数	人（申請者本人を含む、同一生計の世帯員数）				

1 家族状況（扶養義務者と生計を一にする世帯）

就学者を除く家族				
氏 名	申請者との続柄	年 齢	職 業	総所得金額
				円
				円
				円
				円
				円
申請者本人を除く就学者				
氏 名	申請者との続柄	年 齢	在学学校名	学 年

2 家庭事情記入欄

別記様式第3号 (第4条関係)
別記様式第3号 (第4条関係)

名寄市立大学給付型奨学金給付決定通知書

第 大指令市寄名 号
年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

市長寄名



年 月 日付けで申請のあった名寄市立大学給付型奨学金について、次のとおり給付することに決定したので、名寄市立大学奨学金給付条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 給付額 年間 240,000円
- 2 給付日及び給付金額
- 3 提出書類 誓約書（別記様式第5号）及び奨学金口座振替申出書（別記様式第6号）を 年 月 日までに提出すること。

別記様式第4号（第4条関係）
別記様式第4号（第4条関係）

名寄市立大学給付型奨学金給付却下通知書

年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

名寄市長

印

年 月 日付けで申請のあった名寄市立大学給付型奨学金について、次の理由により給付対象に該当しないため、奨学金給付申請が却下されたことを通知します。

記

却下の理由

別記様式第5号（第4条、第10条関係）
別記様式第5号（第4条、第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

名寄市長 様

奨学生（学生本人）

住 所

氏 名 ⑩

学部学科・学年

保健福祉学部 学科 学年

扶養義務者

住 所

氏 名 ⑩

学生との続柄

私は、この度名寄市立大学奨学金給付条例により奨学金の給付が決定されましたが、奨学生として同条例及び同条例施行規則を誠実に守るとともに学業に精励することを誓います。

また、申請内容に虚偽があると認められる場合は、給付が取り止めになること及び給付された金額の返金義務が生じる場合があることを承知し、同意します。

別記様式第6号（第4条、第10条関係）
別記様式第6号（第4条、第10条関係）

奨学金口座振替申出書

年 月 日

名寄市長 様

奨学生（学生本人）

住 所

氏 名



学部学科・学年

保健福祉学部 学科 学年

奨学金は、下記の金融機関の口座へ振込み願います。

記

口座振替 依頼欄	銀 行				本 店			口座種目
	信用金庫				支 店			1 普通預金
	信用組合				出張所			2 当座預金
	農 協							3 その他
	金融機関コード				店舗コード			口座番号
フリガナ								
口座名義人								

別記様式第7号（第6条関係）
別記様式第7号（第6条関係）

名寄市立大学給付型奨学金取消等決定通知書

名寄市指令 第 号
年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

名寄市長

印

年 月 日付け名寄市指令 第 号により名寄市立大学給付型奨学金
の給付を決定しましたが、下記の理由により給付の停止又は取消しを決定したので、名
寄市立大学奨学金給付条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

停止又は取消しの理由

別記様式第8号（第7条関係）
別記様式第8号（第7条関係）

名寄市指令 第 号
年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

名寄市長 印

名寄市立大学給付型奨学金返還請求書

年 月 日付け名寄市指令 第 号で給付の停止又は取消しを決定した名寄市立大学給付型奨学金について、名寄市立大学奨学金給付条例施行規則第7条の規定により、次のとおり給付した奨学金の全部又は一部の返還を請求します。

記

返 還 請 求 金 額	円
-------------	---

給 付 済 額	円（ 月分から 月分まで）
給 付 取 消 額	円（ 月分から 月分まで）
奨学金交付年月日	年 月 日
返 還 期 限	年 月 日 まで

名寄市立大学災害等一時給付奨学金給付申請書

年 月 日

名寄市長 様

奨学生(学生本人)

住 所

氏 名

印

学部学科・学年

保健福祉学部 学科 学年

扶養義務者

住 所

氏 名

印

学生との続柄

次の理由により、名寄市立大学災害等一時給付奨学金の給付を受けたいので、名寄市立大学奨学金給付条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

災害等一時給付奨学金の給付を受けようとする理由

- 1 激甚災害等で申請者の属する世帯の家屋等に相当の損壊があったため。
- 2 申請者の属する世帯の生計維持者が死亡したため。
- 3 申請者の属する世帯の生計維持者が重度の疾病の認定を受けたため。
- 4 その他()

(注) 該当する項目の番号に○を付け、証明する書類を添付すること。なお、4に○を付けた場合は、内容を括弧内に記載すること。

別記様式第10号（第10条関係）
別記様式第10号（第10条関係）

名寄市立大学災害等一時給付奨学金給付決定通知書

名寄市指令 第 号
年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

名寄市長

印

年 月 日付けで申請のあった名寄市立大学災害等一時給付奨学金について、
次のとおり給付することに決定したので、名寄市立大学奨学金給付条例施行規則第10条
の規定により通知します。

記

- 1 給付額 100,000円
- 2 給付日 提出書類を受理後、速やかに給付します。
- 3 提出書類
 - (1) 誓約書（別記様式第5号）
 - (2) 奨学金口座振替申出書（別記様式第6号）

別記様式第11号（第10条関係）
別記様式第11号（第10条関係）

名寄市立大学災害等一時給付奨学金給付却下通知書

年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

名寄市長

印

年 月 日付けで申請のあった名寄市立大学災害等一時給付奨学金について、次の理由により給付対象に該当しないため、災害等一時給付奨学金給付申請が却下されたことを通知します。

記

却下の理由

別記様式第12号（第12条関係）
別記様式第12号（第12条関係）

名寄市立大学災害等一時給付奨学金取消等決定通知書

名寄市指令 第 号
年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

名寄市長

印

年 月 日付け名寄市指令 第 号により名寄市立大学災害等一時給付
奨学金の給付を決定しましたが、下記の理由により給付の取消しを決定したので、名寄
市立大学奨学金給付条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

給付取消しの理由

名寄市指令 第 号
年 月 日

保健福祉学部 学科 学年
様

名寄市長 印

名寄市立大学災害等一時給付奨学金返還請求書

年 月 日付け名寄市指令 第 号で給付の取消しを決定した名寄市立
大学災害等一時給付奨学金について、名寄市立大学奨学金給付条例施行規則第12条の規
定により、次のとおり給付した奨学金の返還を請求します。

記

- | | | | |
|---|---------|-----------------|---|
| 1 | 返還請求金額 | | 円 |
| 2 | 返 還 期 限 | 年 月 日 | |